

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(福祉指導課) 1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(") 1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示 (4件)	(治山林道課) 1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課) 3
○道路の区域変更	(道 路 課) 3
○高知県収入証紙売りさばき所の設置の承認	(会計管理課) 3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 3
○平成24年度後期技能検定試験の実施	(雇用労働政策課) 3
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	7
○定期監査の執行結果 (療育福祉センターほか)	9
落札公告	
○落札者等の公告	(警察本部会計課) 11
正 誤	
◎正誤 (平15・4・1付け 高知県監査委員訓令)	12

告 示

高知県告示第576号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成24年9月4日

高知県知事 尾崎 正直
医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
クオール薬局杉 高岡郡津野町杉ノ川甲38-3 平24・7・2
ノ川店

高知県告示第577号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成24年8月1日	四国医療サービス株式会社 高知市南竹島町35	四国医療サービス株式会社やすらぎ須崎営業所 須崎市大間西町2-13 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
平成24年8月13日	株式会社いこいの里 高岡郡佐川町加茂4361番地	デイスーパーセンター やまもも 高岡郡佐川町丙3620-1 通所介護 介護予防通所介護
平成24年8月16日	株式会社アイ・エム・シー 高知市竹島町13-1	IMCなんこく薬局 南国市篠原153-6 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

高知県告示第578号

平成24年5月農林水産省告示第1282号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
宿毛市小筑紫町栄喜308番地
イ 氏名
神谷 芳彦
 - 登記簿記載の住所
中村市駅前町10番2号
イ 氏名
橋本 英章
 - 登記簿記載の住所
土佐清水市下ノ加江2763番地
イ 氏名
長谷 年美
 - 登記簿記載の住所
中村市一条通四丁目4番10号
イ 氏名
橋本 雅男

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成12年8月農林水産省告示第1087号
- 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第579号

平成24年5月農林水産省告示第1283号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を宿毛市役所及び仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
兵庫県芦屋市打出春日町39番地4
イ 氏名
福井 潤
 - 登記簿記載の住所
吾川郡池川町椿山486番地
イ 氏名
山中 久喜
 - 登記簿記載の住所

<p>吾川郡池川町椿山486番地 イ 氏名 山中 俊美 (4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山486番地 イ 氏名 山中 一雄 (5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村長者丁1423番地 イ 氏名 中越 楠輝 (6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村長者乙922番地 イ 氏名 古味 勝弘 (7)ア 登記簿記載の住所 大阪府大東市寺川一丁目 8 番602号 イ 氏名 古味 秀光 (8)ア 登記簿記載の住所 高知市仁井田3549番地66 イ 氏名 岡崎 信守 (9)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村長者丁805番地 イ 氏名 古味 勝正 (10)ア 登記簿記載の住所 高岡郡長者村長者丁1117番地 イ 氏名 古味 益亀 (11)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町四手ノ川223番地 イ 氏名 土居 信子 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成12年3月農林水産省告示第388号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第580号 平成24年5月農林水産省告示第1320号で告示した指定施業要件</p>	<p>の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成24年9月4日 高知県知事 尾崎 正直 1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡橋原村越知面東分2924番地 イ 氏名 川上 柳太郎 (2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡橋原村越知面東分2704番地 イ 氏名 川上 徳有 (3)ア 登記簿記載の住所 高岡郡橋原町横貝416番地 イ 氏名 川上 政秋 (4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡橋原村越知面東分2924番地 イ 氏名 川上 福則 (5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡橋原村越知面 9 番屋敷 イ 氏名 川上 為作 (6)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村地吉308番地 イ 氏名 宮脇 宏 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 平成11年12月農林水産省告示第1561号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第581号 平成24年5月農林水産省告示第1323号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指</p>	<p>定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成24年9月4日 高知県知事 尾崎 正直 1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 東京都北区堀船二丁目18番3号 イ 氏名 明神 匡一 (2)ア 登記簿記載の住所 東京都中央区湊三丁目3番2号 イ 氏名 王子緑化株式会社 (3)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村島785番地 イ 氏名 田中 ハツ (4)ア 登記簿記載の住所 三重県度会郡小俣町2688番地 イ 氏名 山崎 晋 (5)ア 登記簿記載の住所 香美郡上葦生村神池22番屋敷 イ 氏名 山本 竹藏 (6)ア 登記簿記載の住所 山口県大島郡大島町大字小松1091番地1 イ 氏名 山中 順吉 (7)ア 登記簿記載の住所 愛媛県今治市桜井団地四丁目6番地7 イ 氏名 川久保 英子 (8)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村神池2022番地1 イ 氏名 竹田 喬浩 (9)ア 登記簿記載の住所 香美郡上葦生村神池85番屋敷 イ 氏名 森本 紬 (10)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村神池1960番地 イ 氏名 門 明香</p>
--	--	--

- (11)ア 登記簿記載の住所
香美郡物部村笹746番地
イ 氏名
笹岡 忠男
- (12)ア 登記簿記載の住所
高知市西久万382番地
イ 氏名
笹 猶道
- (13)ア 登記簿記載の住所
大阪市旭区大宮西之町六丁目14番地
イ 氏名
隅田 正辰
- (14)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村小川東津賀才1011番地
イ 氏名
大久保 勇
- (15)ア 登記簿記載の住所
吾川郡いの町6489番地12
イ 氏名
筒井 佐知子
- (16)ア 登記簿記載の住所
吾川郡伊野町枝川1137番地42
イ 氏名
筒井 佐知子

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示(国有林に係るものを除く。)で定めるところによる。
平成11年3月農林水産省告示第346号
- (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第582号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

宿毛市坂ノ下(中)

- (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番

1	宿毛市坂ノ下字牛ノ水	801-1 地先
2	〃 〃 字三倉山	1001-1
3	〃 〃 字蔵屋敷	836-1 地先
4	〃 〃 字牛ノ水	804-2
5	〃 〃 〃	〃

(2) 区域

標柱1から5までを順次に直線で結んだ線及び標柱5と1を市道宿毛坂ノ下線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第583号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年9月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 東祖谷山大杉停車場
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
長岡郡大豊町西土居字ヲ>ジロ212番3から	前	3.7	51
		6.9	
長岡郡大豊町西土居字ヲ>ジロ606番2まで	後	4.7	51
		29.6	

高知県告示第584号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第5項の規定により新たな売りさばき所の設置について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称
香美市土佐山田町宝町一丁目2-1
香美市
- 2 新たに設置される売りさばき所の所在地及び名称
(1) 香美市香北町美良布1097
香美市役所香北支所
(2) 香美市物部町大柄1641-2
香美市役所物部支所
- 3 承認年月日
平成24年9月4日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中村市蔵岡土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成24年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	早川 浦夫	四万十市蔵岡甲 299
〃	高崎 幸富	〃 〃 甲1533
〃	福本 光明	〃 〃 甲1974
〃	森岡 一文	〃 〃 甲6228
〃	下山 壽城	〃 〃 甲2690
監事	下山 二夫	〃 〃 甲1557
〃	仙石 健一	〃 〃 乙 960
(就任)		
理事	高崎 保史	四万十市蔵岡甲1533
〃	福留 靖	〃 〃 甲1961
〃	景平 耕二	〃 〃 甲 689
〃	景平 俊之	〃 〃 甲 727
〃	山本 潤	〃 〃 甲3037
監事	景平 武文	〃 〃 甲2696
〃	有友 健夫	〃 〃 甲5398

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、平成24年度後期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

平成24年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 実施する等級、検定職種等
実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業

は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。

(1) 特級職種

鋳造、金属熱処理、機械加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びパン製造

(2) 一級及び二級職種

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、工場板金(機械板金作業又は数値制御タレットパンチプレス板金作業)、機械検査(機械検査作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業又は設備診断作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業又は集積回路組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、時計修理(時計修理作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、製版(DTP作業)、強化プラスチック成形(エポキシ樹脂積層防食作業又はビニルエステル樹脂積層防食作業)、パン製造(パン製造作業)、菓子製造(洋菓子製造作業又は和菓子製造作業)、酒造(清酒製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業又は鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業又は改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、金属材料試験(機械試験作業又は組織試験作業)、印章彫刻(木口彫刻作業)及び塗装(鋼橋塗装作業)

(3) 三級職種

機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業又はシーケンス制御作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業)、時計修理(時計修理作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き作業又はテクニカルイラストレーションCAD作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

トレーション手書き作業又はテクニカルイラストレーションCAD作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

(4) 単一等級職種

電子回路接続(電子回路接続作業)、枠組壁建築(枠組壁工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)及びバルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成24年12月3日(月)から平成25年2月17日(日)までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。

(ア) 特級、一級、二級、三級(高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者を除く。)及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
鋳造	(特級職種)	16,500円
金属熱処理		
機械加工		
工場板金		
めっき		
仕上げ		
機械検査		
機械保全		
電子機器組立て		
電気機器組立て		
半導体製品製造		

自動販売機調整	
油圧装置調整	
建設機械整備	
婦人子供服製造	
パン製造	
さく井	ロータリー式さく井工事作業
機械加工	普通旋盤作業
工場板金	機械板金作業
	数値制御タレットパンチプレス板金作業
機械保全	機械系保全作業
	電気系保全作業
	設備診断作業
電子回路接続	電子回路接続作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
	シーケンス制御作業
半導体製品製造	集積回路チップ製造作業
	集積回路組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業
自動販売機調整	自動販売機調整作業
時計修理	時計修理作業

内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作業
油圧装置調整	油圧装置調整作業
農業機械整備	農業機械整備作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
製版	DTP作業
プラスチック成形	射出成形作業
強化プラスチック成形	エポキシ樹脂積層防食作業
	ビニルエステル樹脂積層防食作業
パン製造	パン製造作業
菓子製造	洋菓子製造作業
	和菓子製造作業
酒造	清酒製造作業
建築大工	大工工事作業
枠組壁建築	枠組壁工事作業
かわらぶき	かわらぶき作業
配管	建築配管作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業
	鉄筋組立て作業
コンクリート圧	コンクリート圧送工事作

送施工	業	
防水施工	アスファルト防水工事作業	
	合成ゴム系シート防水工事作業	
	塩化ビニル系シート防水工事作業	
	改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業	
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業	
カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業	
バルコニー施工	金属製バルコニー工事作業	
ガラス施工	ガラス工事作業	
金属材料試験	機械試験作業	
	組織試験作業	
印章彫刻	木口彫刻作業	
塗装	鋼橋塗装作業	
機械検査	機械検査作業	13,700円
和裁	和服製作作業	12,100円
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション手書き作業	
	テクニカルイラストレーションCAD作業	
機械・プラント製図	機械製図手書き作業	

	機械製図CAD作業	
電気製図	配電盤・制御盤製図作業	
(イ) 三級職種(高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者に限る。)		
検定職種	実技試験の試験科目	手数料
機械加工	普通旋盤作業	11,000円
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業	
	シーケンス制御作業	
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	
	プリント配線板製造作業	
時計修理	時計修理作業	
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作業	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	
プラスチック成形	射出成形作業	
建築大工	大工工事作業	
配管	建築配管作業	
機械検査	機械検査作業	9,100円
和裁	和服製作作業	8,100円
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション手書き作業	
	テクニカルイラストレーションCAD作業	

機械・プラント 製図	機械製図手書き作業
	機械製図CAD作業
電気製図	配電盤・制御盤製図作業

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成24年11月22日(木)に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

(ア) 特級職種

検定職種	実施期日
鋳造 金属熱処理 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 パン製造	平成25年1月27日(日)

(イ) 一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実施期日
機械検査 電気機器組立て 菓子製造 配管 型枠施工 ガラス施工 金属材料試験	平成25年1月20日(日)

さく井 工場板金 自動販売機調整 時計修理 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空調和機器施工 強化プラスチック成形 パン製造 酒造 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図 印章彫刻 枠組壁建築 バルコニー施工	平成25年1月27日
--	------------

機械保全 半導体製品製造 プリント配線板製造 和裁 製版 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 電気製図 塗装 電子回路接続 樹脂接着剤注入施工	平成25年2月3日(日)
--	--------------

(ウ) 三級職種

検定職種	実施期日
機械検査 電気機器組立て 内燃機関組立て 配管	平成25年1月20日
機械加工 時計修理 冷凍空調和機器施工 機械・プラント製図	平成25年1月27日

プリント配線板製造 和裁 プラスチック成形 建築大工 テクニカルイラストレーショ ン 電気製図	平成25年2月3日
---	-----------

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

3,100円

3 受検の申請手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとする。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(2) 書類の提出先

高知市布師田3992-4(高知県立地域職業訓練センター内) 高知県職業能力開発協会

なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 書類の受付期間

平成24年10月1日(月)から同月12日(金)まで(郵送による場合は、平成24年10月12日付けの消印のあるものまで受け付ける。)

(4) 技能検定受検申請書の交付

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。

(5) 手数料の納付方法等

手数料は、申請書に添えて納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

4 合格者の発表等

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、平成25年3月15日(金)に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県立高知高等技術学校ホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>)に掲載する。

5 技能検定合格証書等の交付
 特級、一級又は単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級又は三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。

また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

6 その他

この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校（電話番号088-847-6601）又は高知県職業能力開発協会（電話番号088-846-2300）に問い合わせること。

 監 査 公 表

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年9月4日

高知県監査委員
 24高行管第104号
 平成24年7月25日

高知県監査委員 様

高知県知事

平成23年度行政監査結果に対する措置について（通知）

平成24年2月20日付け23高監報第14号で報告のありました、平成23年度行政監査結果に対して、下記のとおり措置を講じました。

記

第1 監査結果

1 現行の証紙制度について

証紙による徴収は、県にとって収入未済を生じない確実な方法であり、現金による収納に比べ、安全な方法である。そのうえ、収納事務及び許認可事務の効率化にもつながる方法である。

しかし、申請者の視点からみると、売りさばき所の配置状況によっては、時間や場所の限定があることから、利便性での制約を受けることがある。証紙の購入が困難な状況を補うものとして、貼り付けの委託を認めているが、この規定が十分に認識されていない場合や所属によって取扱いが異なるなどの状況がある。また、職員が証紙購入代金を受け取った際の事務にも課題が認められた。金銭の受渡しを記録として残すことなども含め取扱いについて整理し周知する必要がある。

この外、条例では5円や1円の小額証紙を定めているが、

手数料等は10円未満の端数を切り捨てる又は10円に切り上げる等の処理を行っていることなどから、近年は使用実績等がないことから、5円や1円の小額証紙の規定について、実態を踏まえた検討が必要と思われる。

(措置の内容)

収入証紙の貼り付け委託を受けた場合の取扱いについては、各所属において収入証紙貼り付け委託受付簿を整備し、決裁権者の確認を受けるとともに、申請書等の余白に「高知県収入証紙条例施行規則第3条第5項適用」と明記する統一的な事務処理を定め、平成24年度から実施しています。

現在、手数料等の納付にあたり、5円や1円の小額証紙が必要となるものは、高知県手数料徴収条例で一羽につき4円又は3円を徴収するとされている食鳥検査手数料がありますが、高知県内には、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項の規定による知事が行う食鳥検査を受けなければならないとされる食鳥処理業者が存在しておらず、ここ数年売りさばき収入や収納の実績もないことから印刷もしていません。しかしながら、今後、食鳥検査手数料を徴収する可能性が無いとは言えないことから、小額証紙の規定は、現状どおりとすることとしました。

2 利便性の向上にむけて

申請者の一層の利便を図るには、証紙も含めた公金収納の多様な選択肢の充実が望まれる。

まず、手数料等が高額であったり申請時に確定が難しいなどの実態については、証紙を購入しなくても納付できる方法、例えば現金（納入通知書による）との併用により改善されると思われるため、それぞれの現状に合わせ最善の方策を検討されたい。

次に、電子納付等の優れた機能に着目すると、他の都道府県で導入事例があるペイジー等について財務会計システムへの導入を具体的に研究することが求められる。

現在、県のホームページでは、手数料等及び証紙制度について情報提供を行っているが、申請に必要な様式のダウンロードと相互にリンクしていない状況が見受けられた。また、県外等遠隔地からの申請者もいることから、売りさばき人（所）についてサービス内容も含めるなど情報の充実が望まれる。

(措置の内容)

現在、県のホームページに掲載している売りさばき人（所）の情報については、住所と連絡先を掲載していますが、それらに加えて販売日や販売時間、県外等遠隔地からの証紙の郵送による購入方法等内容の充実を図ります。

また、「申請届出様式ダウンロードサービス」のページから、手数料及び証紙制度の情報が確認できるようにするとともに、同ページへの様式の登録について関係各課に周知する

など、情報の充実を図ります。

3 経費節減にむけて

本県は、売りさばき手数料率について一律3.15パーセントと規定しているが、他県においては、売りさばき額が一定額を超える場合は手数料率を引き下げている事例もみられることから、本県においても検討する必要があると思われる。

4 委託業務について

受託者が売りさばき人である委託団体のうち、高知県危険物安全協会は、講習の開催を主とする委託内容のため、受付時又は開催日に証紙を購入していない申請者がいた場合には、売りさばき人として証紙を販売し、申請者の利便を図っていた。ただし、県内各地で開催されるような講習であり、各会場で売りさばく実態がある場合は、届け出た売りさばき所以外での売りさばきに該当するため、手続が必要と思われる。

土佐電気鉄道株式会社についても、売りさばき人として証紙を販売していることから、利便性の観点では申請者が現金で納付する場合と変わらない。さらに、日々の申請者が多く、手数料等の内容や金額が一定で、受付体制が整っている実態をみると、証紙による納付とする必要性が必ずしも認められないことから、この委託にかかる旅券法関係手数料については、現金による収納方法の検討が必要であると考えられる。

(措置の内容)

高知県危険物安全協会に対し、届け出た売りさばき所以外で証紙の売りさばきを行う場合には高知県収入証紙条例施行規則第7条第4項の規定に基づき、知事の承認手続きを適正に行うよう指導しました。

第2 意見

現行の証紙制度については、公金収納の方法として定着しており、安全、確実性が認められたところであるが、申請者については、一層の利便性を図ることが求められる。

インターネットの普及は、情報伝達だけでなく代金決済においても大きな変革をもたらした。将来的には、インターネットを活用した電子納付等は、申請者の利便性を高める観点から公金収納の選択肢を拡大するものとして導入される方向にあると考えられる。こうした収納方法の新たな導入には、基幹となる財務会計システムのインフラ整備も不可欠であるため、従来の収納方法との比較検討も十分行いながら、将来を見通し計画的に進めていくことが求められる。

(措置の内容)

インターネットを活用した電子納付等は、納付していただく県民の利便性の観点から、有効な方法だと考えています。これまで、ふるさと寄付金等インターネットを活用したクレジット収納の導入も行っており、今後も、個別案件ごとに費用対効果

などを勘案しながら検討していきます。

また、インターネットや携帯電話、金融機関が設置しているATMから納付ができるマルチペイメントネットワークを利用した収納方法については、県税等その他の公金の取扱いも含めて、今後の研究課題と考えています。

1 証紙と現金との併用について

県外在住者など証紙の購入が難しい申請者がいることや手数料等が高額のため貼付枚数の多い実態等があることから、申請者の利便を図るために、証紙と現金(納入通知書による)の併用について検討を求める。

また、証紙により徴収する手数料の事務を委託している事例の一部に、売りさばき人としても指定を受けている受託者から、ほとんどの申請者が受付窓口で証紙を購入すると同時に納付している場合があった。手数料等の金額が定額で、申請件数も多く、受付窓口の体制が整備されている業務については、現金収納についても検討されたい。

(措置の内容)

申請者の利便性の向上等を図るため、証紙収入の実態や各所属の意見等の把握を行ったうえで、平成24年度から証紙と納入通知書との併用を可能とするよう、高知県収入証紙条例を改正し、具体的な使用料及び手数料の種類は高知県収入証紙条例施行規則で規定しました。今後も県民の利便性の向上等を図るため、必要に応じて見直しを行います。

食肉衛生検査所においては、取り扱い頭数が多く、また、家畜は生き物であり直前に検査頭数の変更があるため、これまでは、と畜検査終了後に検査頭数を確定し、申請書を受理してきたが、今回の監査の結果を受け、検査実施前の申請時の手数料納付が可能となるよう、検査の直前に頭数を確定し、申請書を受理する方法に改めました。

なお、納入通知書による手数料の納付については、手数料は申請書の提出と同時に納付しなければならないことから、申請書の受付時に納入通知書を作成して申請者に交付し、申請書の受理までに金融機関への納付を求めることになるため、事務が煩雑であること、また、その際の納付確認は、金融機関の領収書の提示を求めることになるが、即時に提示がない場合は確認が後日になることから、納付を確認しないまま検査を行うこととなり、場合によっては納付未済となることが懸念されるといったデメリットも考えられることから、引き続き証紙により取り扱うこととしました。

紙産業技術センターにおいては、分析、試験等の申請時において手数料の額の確定が困難である場合は、申請者の利便性を図るため、試験内容の変更の都度、変更依頼書に変更に係る手数料分の証紙を添えて提出させる従来の煩雑

な手続きを改め、額が確定した後に証紙による納付、又は納入通知書による納付を可能としました。

森林技術センターにおいては、1回の納付額が10万円を超える場合は、証紙と納入通知書との併用を可能にしました。

県立都市公園においては、使用料及び占用料の徴収を、証紙による収入の方法から、納入通知書による方法に変更しました。

建築指導課においては、建築基準法により、建築確認の申請書を受理した日から最短で7日以内に「審査、確認、確認済証の交付」をしなければならないと定められており、現金収納(納入通知書による)を行った場合、手数料収納前に、確認済証を交付するケースが考えられ、手数料が納入されない恐れがあることや、建築確認申請手数料等に係る申請手続きは、ほとんどを建築士事務所が代理で行い、証紙の購入及び貼り付けも代行しているため、証紙による申請は大きな支障にはなっていないこと、現金収納(納入通知書による)とした場合、申請者にとっては、金融機関での支払、又は納入通知書受領後に建築士事務所等への代理依頼等、納入手続きに係る手間が増えること、手数料が100万円を超える高額なものは、ほとんどない(平成23年度は0件)ことから、証紙と現金(納入通知書による)の併用は行わないこととしました。

なお、旅券法関係手数料については、受託者であり、売りさばき人としても指定を受けている土佐電気鉄道株式会社が証紙を販売し、申請者が貼付した一般旅券受領証を受領する現行の方法を見直し、現金による収納とする方向で検討しており、現在、具体的な運用及び移行方法について関係各課と協議を行っています。

2 証紙の売りさばきについて

他県では、売りさばき手数料の率を売りさばき額に応じたものとしている事例等もあることから、現行の手数料率の設定について検討を求める。

なお、指定を受けた売りさばき人の売りさばき所以外での販売が見受けられたので、売りさばきの実態を把握したうえで、申請者の利便性を踏まえながら、適正な手続について指導を求める。

(措置の内容)

売りさばき手数料の率については、今後、他県の改定状況や売りさばき人の状況等を把握しながら、検討を行います。

平成23年3月に高知県収入証紙条例施行規則を改正し、知事の承認を得た上で、売りさばき所以外の場所で売りさばくことができることとしていますが、具体的な手続きは明確に定めていませんでした。

今回の指摘を踏まえ、売りさばき所以外で販売する際の手続きを定めるとともに、売りさばき人の販売実態を把握し、必要な手続きを行うよう、売りさばき人等に対して周知徹底を行います。

3 売りさばき代金の経理方法について

県が、証紙売りさばき代金を歳入歳出外現金で管理していることについては、平成20年度の行政監査「財務に関する通達、通知等の見直しについて」において、法に沿った取扱いを行っていないと指摘したところであるが、具体的な改善について示されていない。速やかに、適法な経理とすることを求める。

(措置の内容)

証紙売りさばき代金の経理方法については、平成20年度の行政監査結果を踏まえ、他県の会計処理の仕組みや財務会計システムの改修に要する経費などについて調査・検討を行ってきました。

その結果、現在、一般会計で処理する方向で財務会計システムの改修や経費などについて関係機関と協議を行っているところです。

システム改修には一定期間を要しますが、できる限り早期に適法な会計処理となるよう取り組んでいきます。

会計第177号

平成24年5月25日

高知県監査委員 様

高知県公安委員会委員長

平成23年度行政監査結果に基づく措置について(通知)

平成24年2月20日付け23高監報第14号で報告のありましたみだしのことにつきましては、別添のとおり措置しましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により通知します。

別紙1

意見の内容	証紙により徴収する手数料の事務を委託している事例の一部に、売りさばき人としても指定を受けている受託者から、ほとんどの申請者が受付窓口で証紙を購入すると同時に手数料を納付している場合があった。手数料等の金額が定額で、申請件数も多く、受付窓口の体制が整備されている業務については、現金収納についても検討されたい。
措置内容	証紙制度は、 ○ 職員が現金を取り扱うことで生じる金銭的なりすきが少ないこと ○ 申請時の手数料額の確認が容易であること

等 ○ 現金領収による会計処理が不要であること等、事務処理の簡素・合理化が図られることから、運転免許の更新手数料の収納方法として採用しているところである。

これにより、申請別に証紙を貼付した証紙納付書を事前に準備することが可能であり、申請者宛に送付した「運転免許証更新のお知らせ」と併せて

- 手数料誤納防止
- 申請時における処理時間の短縮

等、県民など申請者の一定の利便性の向上につながっている。

また、申請者の証紙の購入の利便性を図るため、申請先の庁舎内で窓口業務の受託者である交通安全協会が売りさばき人に指定され、証紙の売りさばきを行っているが、その事務要員を兼ねた職員が各庁舎に配置されているため、受付窓口の体制が確保されていることも、申請の処理時間短縮の要因になっていると考えられる。

一方、証紙制度開始後、約半世紀が経過しており、手数料によっては、納付の頻度や数量、金額等から証紙制度にそぐわなくなっているものもあり、手数料の納付については、監査委員の意見のように、県民の利便性、事務の効率性・経済性の観点から、現金による収納方法も検討すべきものと考えられる。

新たに現金収納等の収納方法を実施するに当たっては、県民の利便性が向上し、かつ、現行の事務処理の効率性や経済性が低下しないことが必要であり、今後、現金収納実施時における体制等確保のための予算措置や証紙にかかる経費の節減、新たな収納方法の導入等について、現行の事務処理実態を考慮しながら引き続き検討していくこととする。

別紙2

意見内容	講習の開催を主とする委託内容のため、受付時又は開催日に証紙を購入していない申請者がいた場合には、売りさばき人として証紙を販売し、申請者の利便を図っていた。ただし、県内各地で開催されるような講習であり、各会場で売りさばく実態がある場合は、届け出た売りさばき所以外の売りさばきに該当するため、手続きが必要と思われる。
措置内容	届け出た売りさばき所以外の販売については、申請者の利便を引き続き図っていく必要があることから、売りさばき所以外の販売ができるよう講習業務の委託先である「社団法人高知県安全運転管理者協議会連合会」に対

等	し、所要の手続きをとらせうえで、平成24年度実施する講習から適正な売りさばきに努める。
---	---

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年9月4日

高知県監査委員 森田 英二
同 梶原 大介
同 坂本 千代
同 朝日 満夫

第1 監査の実施

平成24年度出先機関前期分58機関及び公営企業局4機関の計62機関に対して定期監査を実施した。平成24年4月26日から同年7月13日まで委員監査を行い、6機関については、書面監査とした。

執行機関	対象機関	計
知事部局	危機管理部1、健康政策部8、地域福祉部5、文化生活部2、商工労働部4、農業振興部12、林業振興・環境部5、水産振興部1及び土木部2	40機関
教育委員会	教育事務所3、県立学校8及びその他4	15機関
警察本部	警察署3	3機関
公営企業局	本局2及び病院2	4機関
総計	62機関	

なお、監査を実施した機関及び監査年月日は、別表のとおりである。

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、財務に関する事務の執行は、全般的には、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の表のとおり一部に不適正な執行が見られた。

なお、28機関については、指摘事項等はなかった。

(単位：件)

事務の区分	特別指	指摘事	注意事	検討事	計
-------	-----	-----	-----	-----	---

	摘事項	項	項	項	
収入事務		3	7	5	15
支出事務		5	18		23
契約事務		1	26	2	29
財産・物品管理			4		4
服務管理					
給与・旅費支給事務			2		2
庶務関係事務					
その他の事務					
計		9	57	7	73
機関数	0機関	6機関	32機関	5機関	34機関

注 「機関数」欄の計は、指摘等を受けた機関の実合計数である。

指摘等の状況を前年度と比較すると、指摘事項及び注意事項の件数が減少し、特別指摘事項にも該当する案件はなかったものの、6機関で指摘事項9件、32機関で注意事項57件の不適正な執行が見られた。

また、事務区分別に見ると、指摘事項においては、支出事務が5件、収入事務が3件、契約事務が1件となっている。注意事項では、契約事務が26件と最も多く、支出事務18件と合わせると、この2つの事務で全体の77パーセントを占めている。

その具体的な内容については、後述するところであるが、支出事務において、指摘事項とされた内容の概要は、債権者の誤り、公費で支出することができないものへの支出、常時資金の精算手続の遅れ、支払遅延などであり、注意事項として複数の所属で見られたものは、確認印漏れ、支払金額の誤り、委託業務の検査誤りなどであった。

契約事務において、指摘事項の内容は、単独見積りによる随意契約の1件であるが、注意事項では、暴力団排除措置の定めのないもの、仕様書の添付のないものなど、契約書の不備が多数の所属で見られた。

収入事務において、指摘事項の内容は、使用料減免の手続

のないまま減免したもの、前納すべき使用料の後払いなど港湾施設に特有のものである。注意事項の中で複数の所属で見られたものは、収入調定額の誤りであった。

これらの指摘や注意の多くは、担当職員の財務会計事務に関する基本的な認識不足によるもののほか、根拠法令等の改正に伴う対応など日常の事務執行の中での管理職員の指導等が不十分であったことによるものと認められる。とりわけ、支払金額の誤りなどは、基本的な日頃のチェック体制が機能していなかったと言わざるを得ない。

今後は、担当職員の財務会計事務に関する事務処理能力の向上に一層取り組むとともに、管理職員及び出納員等による指導の徹底やチェック体制の強化を図り、適正な執行が確保されるよう強く求める。

また、検討事項として、財務会計の事務執行に関し、効率化、経費節減等を図るため、物品の購入方法など7件の検討を求めたところであり、今後の速やかな対応を求める。

なお、今回の監査の重点事項として、各出先機関において現金等が適正に管理されているか、また、任意団体等の事務に係る現金等が適正に管理されているかという視点から、現金等の管理について監査を行ったが、特に問題点は認められなかった。

引き続き、適正な事務処理に努められたい。

2 指摘事項

指摘事項の対象機関及び具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 療育福祉センター(支出事務)

平成23年1月31日付けで嘱託医を辞退した医師に対して同年2月分から5月分までの報償費を支払っていた。また、同年4月1日付けで嘱託医の交替があったにもかかわらず、以前の嘱託医に対して同年4月分から平成24年2月分までの報償費を支払っていた。

これは、いずれも支払先を確認しないまま正当でない債権者への支払となっていたものであり、正当な債権者に対する支出の決定をしなければならないと定めた高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号。以下「会計規則」という。)第48条第1項第6号の規定に反する不適正な事務処理である。

(2) 希望が丘学園(支出事務及び契約事務)

ア 支出事務

常時資金は、資金前渡職員から資金の交付を受けた執行職員が、支払明細書により報告及び残金の返金を行うべきであるが、平成23年12月に交付を受けた資金の一部について、交付を受けてない職員が平成24年3月に報告及び返金を行っていた。

これは、常時資金の取扱いを定めた会計指導課長通

知(平成19年5月1日付け事務連絡)に反する不適正な事務処理である。

イ 契約事務

平成23年度希望が丘学園第二寮自動火災報知設備幹線張替え修繕工事について、予定価格が30万円を超えているにもかかわらず、1者のみから見積書を徴していた。

これは、予定価格が30万円を超える場合は、2人以上の者から見積書を徴さなければならないと定めた高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第32条の規定に反する不適正な事務処理である。

(3) 高知高等技術学校(支出事務)

ア 平成23年度において、職員の親睦会で使用するゴム印代1,024円を公務用消耗品費と合わせて支出負担行為を行い、公費で支払っていた。

これは、県が支出すべきでないものに対して公費を支出するという公私混同にもつながるおそれのある取扱いであり、会計規則第48条第1項の規定に反する不適正な事務処理である。

イ 平成23年度において、支出命令確認書(No.129)を紛失していた。

これは、公文書の適正な管理について定めた高知県公文書規程(昭和39年12月高知県訓令第64号)第3条第2項の規定に反する不適正な事務処理である。

(4) 高知土木事務所(収入事務)

ア 高知ファズ株式会社に委託している高知港の船舶の係留施設等の使用料の徴収が、施設の使用終了後に行われていた。

これは、高知県港湾施設管理条例(昭和29年高知県条例第53号。以下「条例」という。)第5条第2項で、港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないと規定し、条例第6条第2項では、許可の際に全額を徴収すると規定していることに反した不適正な事務処理である。

イ 高知港の港湾施設である貨物積卸用のリーチスタッカの使用において、使用料の減免期間を終了した後も減免した額で徴収していた。

これは、条例第8条では、公益上その他特別の事由があるときは、知事は占用料又は使用料を減免することができる」と規定しているところ、使用者からの減免申請及び特別の事由がないまま、減免を行っていた不適正な事務処理である。

(5) 須崎土木事務所(収入事務)

社団法人須崎埠頭協会に委託している須崎港の船舶の係留施設等の使用料の徴収が、施設の使用終了後に行わ

れていた。

これは、条例第5条第2項で、港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないと規定し、条例第6条第2項では、許可の際に全額を徴収すると規定していることに反した不適正な事務処理である。

(6) 教育センター(支出事務)

平成18年度に7年間の長期継続契約として締結した教育センター構内電話交換設備賃貸借契約及び教育センター分館構内電話交換設備賃貸借契約に基づく平成23年度賃借料について、平成23年4月1日付けの支出負担行為を同年8月になって行っていた。

また、これらの平成23年度賃借料の4月分から6月分までについて、使用月の翌月には請求書を受理していたにもかかわらず、賃借料が支払われたのは平成23年8月であり、支払遅延となっていた。

これは、支出負担行為決議書を作成する時期を定めた会計規則第43条第6項の規定に反する不適正な事務処理である。

また、支払遅延については、遅延利息は100円未満であったため、実損は生じなかったものの、支払の時期を定めた政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第6条第1項の規定に反する不適正な事務処理である。

以上、指摘を受けた機関においては、今後このようなことのないよう適正な事務の執行を強く求める。

3 注意事項及び検討事項

(1) 注意事項

注意事項の主なものは、次のとおりである。

ア 収入事務

(ア) 行政財産の目的外使用に係る電気料及び工事請負業者の負担となる電気・水道料の調定額を誤ったもの

(イ) 現金出納簿に受領した金額を記帳していなかったもの

イ 支出事務

(ア) 請求書の金額より少なく支払っていたもの

(イ) 支出命令確認書に確認者の印がなかったもの

(ウ) 実績を確認せず当初の契約のとおり支払っていたもの

ウ 契約事務

(ア) 入札時に予定価格調書の確認が不十分であったもの

(イ) 契約書に暴力団の排除措置に関する条項がなかったもの

(ウ) 契約書に仕様書の添付がなかったもの

(エ) 工事において発生するスクラップの売却代金を設計書に計上していなかったもの

エ 財産・物品
タクシーチケット及び備品の管理に不適正な取扱いがあったもの

以上の事項をはじめとして、注意を受けた機関においては、今後、適正な事務処理を行うよう求める。

(2) 検討事項

検討事項の内容は、次のとおりである。

- ア 物品等の購入方法についての検討
- イ 港湾施設の使用料を減免する期間についての検討
- ウ 港湾施設の使用料の算定基準についての検討
- エ 未収金を回収する取組の改善についての検討（2件）
- オ 土地の使用料の算定規定についての検討
- カ 最低制限価格の算定方式についての検討

以上の事項については、それぞれ該当する機関において事務改善に向けた速やかな検討を求める。

別表

1 委員監査を実施した機関及び監査年月日

機関名	委員監査日	備考
消防学校	平成24年4月26日	
安芸福祉保健所	平成24年6月19日	
中央東福祉保健所	平成24年6月8日	
中央西福祉保健所	平成24年6月12日	
須崎福祉保健所	平成24年6月4日	
幡多福祉保健所	平成24年6月14日	
衛生研究所	平成24年4月27日	
幡多看護専門学校	平成24年6月13日	
食肉衛生検査所	平成24年6月14日	指摘等なし
療育福祉センター	平成24年7月9日	
精神保健福祉センター	平成24年4月26日	指摘等なし
希望が丘学園	平成24年4月27日	
中央児童相談所	平成24年4月26日	指摘等なし
幡多児童相談所	平成24年6月14日	指摘等なし
消費生活センター	平成24年4月26日	指摘等なし
女性相談支援センター	平成24年4月27日	
計量検定所	平成24年5月21日	指摘等なし
工業技術センター	平成24年5月21日	
紙産業技術センター	平成24年4月26日	指摘等なし
高知高等技術学校	平成24年6月7日	
安芸農業振興センター	平成24年6月20日	指摘等なし
中央東農業振興センター	平成24年6月19日	指摘等なし

中央西農業振興センター	平成24年6月19日	
須崎農業振興センター	平成24年7月9日	
幡多農業振興センター	平成24年6月14日	指摘等なし
農業技術センター	平成24年6月20日	
果樹試験場	平成24年5月24日	
病害虫防除所	平成24年6月20日	指摘等なし
畜産試験場	平成24年6月12日	指摘等なし
中央家畜保健衛生所	平成24年6月19日	
西部家畜保健衛生所	平成24年6月13日	指摘等なし
森林技術センター	平成24年5月24日	
嶺北林業振興事務所	平成24年6月8日	
中央西林業事務所	平成24年6月12日	
須崎林業事務所	平成24年6月4日	指摘等なし
環境研究センター	平成24年4月27日	指摘等なし
水産試験場	平成24年6月19日	指摘等なし
高知土木事務所	平成24年5月21日	
須崎土木事務所	平成24年7月9日	
教育センター	平成24年5月21日	
中部教育事務所	平成24年5月24日	指摘等なし
青少年センター	平成24年5月24日	指摘等なし
図書館	平成24年4月27日	指摘等なし
心の教育センター	平成24年5月21日	
高知西高等学校	平成24年7月9日	指摘等なし
春野高等学校	平成24年5月24日	
須崎工業高等学校	平成24年6月11日	
窪川高等学校	平成24年6月12日	
宿毛工業高等学校	平成24年6月14日	指摘等なし
高知若草養護学校	平成24年6月12日	
南国警察署	平成24年6月7日	指摘等なし
須崎警察署	平成24年6月11日	指摘等なし
電気工水課	平成24年7月13日	
県立病院課	平成24年7月13日	
あき総合病院	平成24年6月20日	
幡多けんみん病院	平成24年6月13日	

2 書面監査とした機関及び監査年月日

機関名	書面監査日	備考
茶業試験場	平成24年7月30日	指摘等なし
東部教育事務所	平成24年7月30日	指摘等なし
西部教育事務所	平成24年7月30日	指摘等なし
盲学校	平成24年7月30日	指摘等なし
高知ろう学校	平成24年7月30日	指摘等なし
窪川警察署	平成24年7月30日	

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成24年9月4日

高知県警察本部長 加藤 晃久

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
土佐NET端末 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 落札者を決定した日
平成24年8月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
月額 790,524円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成24年6月22日

 正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平15・4・1	号外35	◎高 知 県 監 査 委 員 訓 令	12	左	<u>B</u>	R